県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 規則
＊37　災害救助法施行細則の一部を改正する規則　（社会福祉課）..... 1

○ 告示
1020　一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（防災企画課）..... 2
1021　生活保護法による医療機関の指定　（社会福祉課）..... 5
1022　生活保護法による施術機関の指定　（　〃　）..... 5
1023　指定自立支援医療機関の指定　（こころの健康推進課）..... 5
1024　〃　（　〃　）..... 6
1025　県営土地改良事業計画の決定　（農業農村整備課）..... 6
1026　保安林の指定施業要件の変更　（森林整備課）..... 7
1027　〃　（　〃　）..... 7
1028　〃　（　〃　）..... 7
1029　〃　（　〃　）..... 8
1030　道路の区域変更　（道路保全課）..... 8

○ 公告
入札公告　（防災企画課）..... 9

○ 正誤
令和8年11月13日付け和歌山県報第770号和歌山県告示第963号中　..... 12

規　　則

和歌山県規則第37号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和61年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（救助の基準） 第３条　施行令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、知事が別に定めるところによる。	（救助の基準） 第３条　施行令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第２２８号）に定めるところによる。ただし、特別の事由によりこれにより難い場合は、内閣総理大臣と協議し、別に定めるものとする。
（協力命令による公用令書） 第12条　法第８条第１項又は第２項の規定によって、救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第８号様式の公用令書を交付しなければならない。ただし、その暇がないときは、こ	（協力命令による公用令書） 第12条　法第８条の規定によって、救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第８号様式の公用令書を交付しなければならない。ただし、その暇がないときは、この限りでない。

の限りでない。 2　略	2　略

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

1　法第7条第5項の規定による実費弁償

(1) 施行令第4条第1号から第5号までに掲げる者

日当	時間外勤務手当	旅費
県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額	日当の額を基礎とし、県の常勤の職員の例により算出した額の範囲内	職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）別表第1に定めるその他の職員の例により算出した額の範囲内

(2) 施行令第4条第6号から第11号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実績の額に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内

2　法第8条第4項の規定による実費弁償

法第8条第2項の規定により救助に関する業務に協力させる登録被災者援護協力団体（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。）に対し、救助の種類ごとに、知事が別に定めるところにより行うものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

和歌山県告示第1020号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

一斉受令端末賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日（水）まで

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。

なお、1の（1）に掲げる業務の種類とは、事務機器の賃貸借等である。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のア又はイのいずれかに該当する担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア　経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第26条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ＩＴストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ＩＴサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）上級システムアドミニストレータ

（シ）アプリケーションエンジニア

（ス）情報セキュリティアドミニストレータ

（セ）システム監査技術者

（ソ）システム運用管理エンジニア

イ　法第12条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 次に掲げる規格の認証をいずれも取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、代表者がこの要件を満たす者であること。

ア　国際規格ISO 9001（品質マネジメントシステム（QMS））

イ　国際規格ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））

3　資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書

イ　業務概要調書

ウ　業務実績調書

エ　役員等に関する調書

オ　法人にあっては、登記事項証明書

カ　個人にあっては、住民票

キ　県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク　税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ　申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ　誓約書

サ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ　2の（2）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

ス　2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ　2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2)　(1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4)　(1)のアからエまで、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年11月27日（金）から同年12月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5)　(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年11月27日（金）午前9時から同年12月11日（金）午後5時までに和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4　資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年11月27日（金）から同年12月22日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和8年12月22日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5　資格審査申請書類の配布場所

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号　640-8262

電話番号　073-441-2264

ファクシミリ番号　073-422-7652

電子メールアドレス　e0902001@pref.wakayama.lg.jp

6　資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7　資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和9年1月5日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2)　(1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して、10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3)　(2)の書面は、5に掲げる場所に持参により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答については、（2）の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南歯新38-08	玉置歯科医院	海南市日方1519-2	令和8.9.2
田薬新54-08	かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘12-1	令和8.9.24
岩医新62-08	稲田皮膚科	岩出市川尻230－6	令和8.9.28
岩医新63-08	とのだ総合クリニック	岩出市宮117-7	令和8.10.1
紀医新72-08	たかぎ内科	紀の川市粉河418-2	令和8.10.1
紀医新73-08	耳鼻咽喉科ゆうクリニック	紀の川市中井阪205-3	令和8.10.1
日医新31-08	おくむら在宅クリニック	日高郡日高川町千津川6116-1　ヒルズタウンかわべ	令和8.10.1
日薬新14-08	ドライブスルーさくらの薬局道成寺支店	日高郡日高川町土生1163-4	令和8.11.1

和歌山県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
有市は新6-08	王婷玉	有田市辻堂391-10（はり・きゅう）	令和8.11.9
有市あ2-08	王婷玉	有田市辻堂391-10（あん摩・マッサージ）	令和8.11.9

和歌山県告示第1023号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションCOCO	和歌山市雄松町一丁目61-1	株式会社心和	令和8.11.1

和歌山県告示第1024号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーション紀三井寺苑	和歌山市布引13-7	社会福祉法人紀三福祉会	令和8.12.1

和歌山県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業皿池（尼寺）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2　縦覧期間

令和8年11月27日から同年12月17日まで

3　縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html）において公表する。

和歌山県告示第1026号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1027号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1028号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1029号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　道路の種類　県道

2　路線名　海南金屋線

区　　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延　長 メートル	備　　考
有田郡有田川町大字上六川字下奥499番5地先から同町大字上六川字東松444番3地先まで	旧	5.73 ～ 38.84	2910.87	
有田郡有田川町大字上六川字下奥495番4地先から同町大字上六川字東松444番1地先まで	旧	9.38 ～ 34.11	1570.46	

同上	新	9.38 〜 34.11	1570.46	

公　　告

入　札　公　告

一斉受令端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年11月27日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

(2) 業務の名称

一斉受令端末賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日（水）まで

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第1020号に規定する一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課（以下「防災企画課」という。）

(2) 期間

令和8年11月27日（金）から同年12月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4　入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年11月27日（金）午前9時から同年12月11日（金）午後5時までの間に防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5　一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア　入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階　防災研修室

イ　入札日時

令和9年1月6日（水）午後2時

ウ　開札場所

アに同じ。

エ　開札日時

イに同じ。

(2)　(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和9年1月5日（火）午後5時までに防災企画課に必着するように行わなければならない。

6　入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8　契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10　入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、防災企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない防災企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11　契約書の要否

要

12　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13　その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

防災企画課

イ　所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号　640-8585

電話番号　073-441-2264

ファクシミリ番号　073-422-7652

電子メールアドレス　e0902001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14　Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of the simultaneous instructions receiving terminal

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 6 January 2027 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 5 January 2027)

(3) Contact point for the notice :

Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL　073-441-2264

FAX　073-422-7652
e-mail　e0902001@pref.wakayama.lg.jp

正　　誤

正　　誤

令和8年11月13日付け和歌山県報第770号和歌山県告示第963号中

ページ	誤	正
4	曽初男	巽初男